

固定資産税(償却資産)の申告について

償却資産申告書の提出期限は平成 26 年 1 月 31 日 (金) です!

横浜市償却資産センターは平成 25 年 7 月 16 日に移転しました。
ご来庁の際にはご留意ください。(郵便番号、電話番号に変更はありません)

Q1 固定資産税(償却資産)に関する相談窓口や、申告書の提出先はどこですか。

A1 横浜市では、固定資産税(償却資産)に関する課税事務を「横浜市償却資産センター」で集中的に取扱っております。

※ 区役所ではお取り扱いしていませんので御注意ください(納税に関する事務を除く。)

☆横浜市償却資産センター☆

郵便番号 231-8343

横浜市中区真砂町2丁目22番地 関内中央ビル10階

TEL 045-671-4384 FAX 045-663-9347

受付時間：午前8時45分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

Q2 当社は横浜市内の複数の区に事業所を持っています。

償却資産申告書はどのように提出すればよいですか?

A2 課税標準額(税額計算の基礎となる額)の決定は、資産が所在する区ごとに行いますので、区ごとに申告書を作成し、全ての申告書を償却資産センターに提出してください。

Q3 申告書の提出は区役所でも受け付けてもらえますか?

A3 区役所には償却資産の受付窓口はございませんので、償却資産センターへ提出をお願いしております。

償却資産センターへ申告書をお持ちいただくか、郵送で御提出ください。申告書を郵送で提出される方で控用について返送を希望される場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

また、便利な電子申告(エルタックス)も御利用いただけます。

償却資産の申告はインターネットでも簡単にできます!



利用手順などの詳細は、eLTAX ホームページ

(<http://www.eltax.jp/>) を御覧ください。

エルタックス

検索